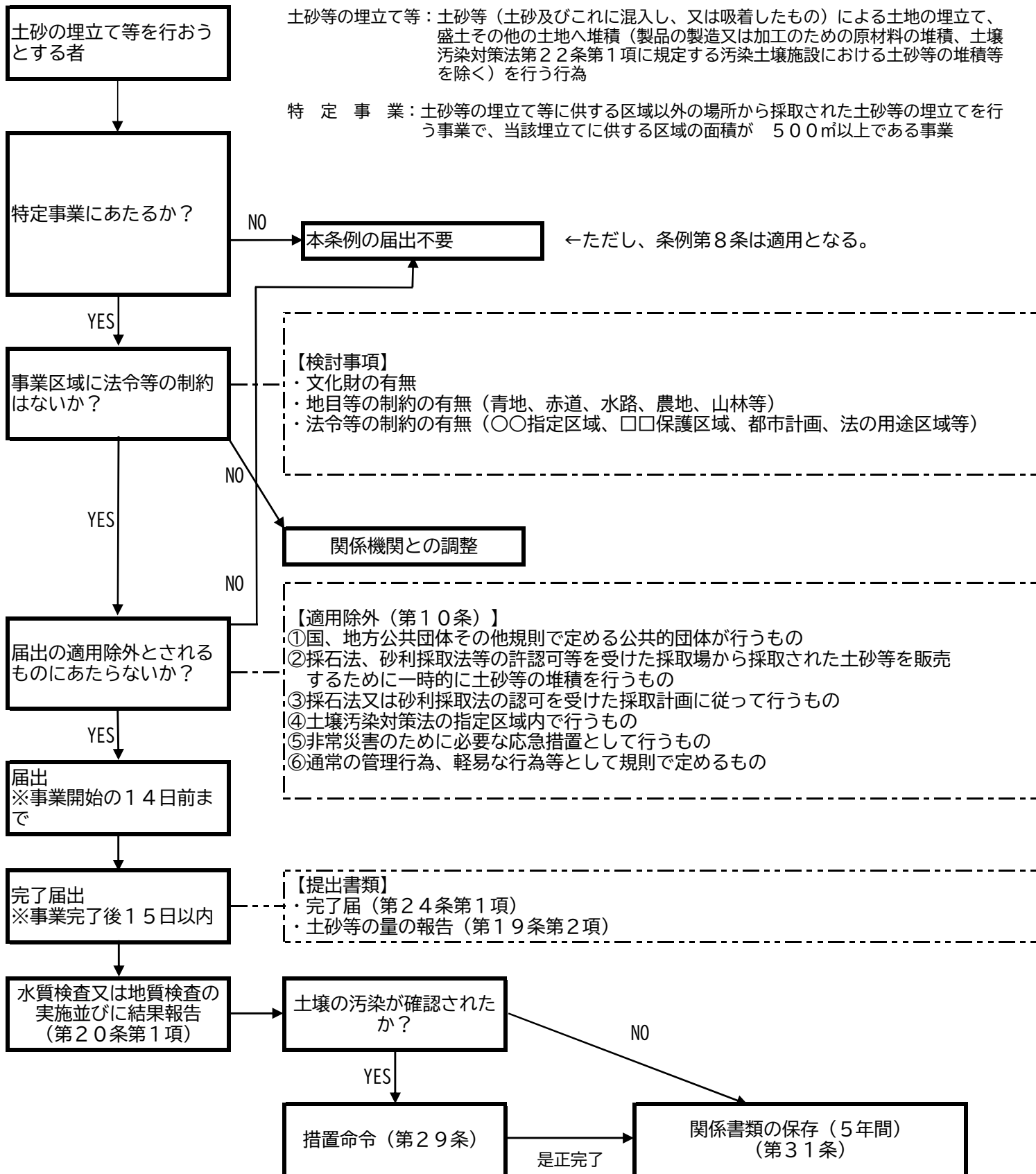


I 本条例における届出の概要

◇ 本条例では、特定事業を行おうとする場合届出の必要がありますが、届出から事業完了までの大きな流れを以下に示しました。

1 届出の流れ



2 特定事業施工時の義務

【全ての許可事業者が行うもの】	
①土砂等の搬入の届出（第18条）	→ 採取場所ごと、かつ5,000㎡ごとに土砂等発生元証明書及び地質分析結果証明書等を添付するほか、発生元から特定事業区域までの搬入経路図も添付
②土砂等管理台帳の作成（第19条第1項）	→ 土砂等の運搬手段及び一日当たりの搬入量等を記載
③土砂等の量の報告（第19条第2項）	→ 6か月ごとに当該6か月を経過した日から2週間以内（完了時等はその届出時）
④水質検査等の実施及び結果報告（第20条）	→ 6か月ごとに当該6か月を経過した日から2週間以内
⑤関係書類の縦覧（第21条）	
⑥標識の掲示等（第22条）	
⑦土砂等の搬入車両への表示（第23条）	

